

Ⅱ 個別事業の展開

1. 個別事業一覧

大田区自転車等総合計画の施策体系		前期アクションプランの個別事業
基本方針1 【とめる】 良質な 自転車 駐輪環境 をつくる	とめる1 自転車等駐車場の 効率的・効果的な整備	1-1 将来需要予測に基づく自転車等駐車場の整備促進 1-2 民間事業者と連携した自転車等駐車場の確保 1-3 開発に伴う附置義務自転車駐車場の確保
	とめる2 適切な駐輪サービスの提供	2-1 自転車等駐車場の利用者サービスの向上 2-2 自転車等駐車場利用料金の適正化
	とめる3 放置自転車の防止対策	3-1 放置自転車対策業務の効率化 3-2 放置自転車に対する指導の充実
基本方針2 【はしる】 安全な自転車 ネットワーク をつくる	はしる1 自転車走行環境整備のさらなる展開	1-1 自転車走行環境整備の早期実現 1-2 次期自転車ネットワーク整備実施計画の策定・推進 1-3 自転車走行環境に関する周知・啓発の実施
	はしる2 シェアサイクルの運用	2-1 シェアサイクルの在り方の整理 2-2 持続的な事業運営に向けたシェアサイクルの利用促進 2-3 様々な場面でのシェアサイクル活用の推進
基本方針3 【まもる】 自転車の 交通ルール 遵守の意識 をつくる	まもる1 年齢層に合わせた 交通安全教育機会の充実	1-1 新たな交通安全教育機会の創出 1-2 既存の交通安全教育の継続
	まもる2 年齢層に合わせた周知・啓発の推進	2-1 自転車安全利用に関する周知・啓発の新たな展開 2-2 既存の周知・啓発事業の継続
基本方針4 【たのしむ】 自転車を 活用して 楽しい毎日 をつくる	たのしむ1 自転車を活用するための きっかけづくり	1-1 自転車を活用した【暮らし】の推進 1-2 自転車を活用した【健康】づくりの推進 1-3 自転車を活用した【観光】の推進
	たのしむ2 自転車活用を根付かせるための支援	2-1 【暮らし】での自転車活用支援 2-2 【健康】づくりでの自転車活用支援 2-3 【観光】での自転車活用支援
	たのしむ3 【暮らし】【健康】【観光】の 自転車活用を支える環境づくり	3-1 サイクリング環境の向上 3-2 サイクリストの受入環境の充実 3-3 シェアサイクルの推進

1-1-1	区営自転車等駐車場の整備 (P10)
1-1-2	指定管理者制度等の導入検討 (P10)
1-2-1	鉄道事業者と連携した自転車等駐車場の整備・運営の促進 (P10)
1-2-2	民間事業者による自転車等駐車場確保の支援 (P10)
1-3-1	附置義務制度の運用・見直し (P10)
2-1-1	区営自転車等駐車場の利用形態の見直し (P12)
2-1-2	多様化した駐輪ニーズへの対応 (P12)
2-2-1	サービス水準に応じた自転車等駐車場利用料金の見直し (P12)
3-1-1	コールセンターの設置推進 (P13)
3-1-2	撤去自転車の活用方法の見直し (P13)
3-2-1	放置自転車の抑制に向けた継続的な指導の実施 (P13)
3-2-2	自転車等放置禁止区域の効果的な設定 (P13)
1-1-1	現行の自転車ネットワーク整備実施計画に基づく自転車走行環境整備の推進 (P14)
1-2-1	自転車走行環境整備による効果検証 (P14)
1-2-2	次期自転車ネットワーク整備実施計画の方針検討 (P14)
1-3-1	自転車利用者への通行方法の周知・啓発の実施 (P14)
1-3-2	ドライバーへの自転車利用特性の周知・啓発の実施 (P14)
2-1-1	シェアサイクルの本格導入の検討 (P15)
2-2-1	運営事業者と連携したシェアサイクルの利用促進 (P15)
2-3-1	イベントでのシェアサイクル活用の推進 (P15)
1-1-1	高校・大学と連携した交通安全教育機会の提供 (P16)
1-1-2	企業と連携した交通安全教育機会の提供 (P16)
1-1-3	子育て世帯への交通安全教育機会の提供 (P16)
1-1-4	イベントでの交通安全教育機会の提供 (P16)
1-2-1	保育園での交通安全教育の実施 (P16)
1-2-2	小学校での交通安全教育の実施 (P16)
1-2-3	中学校での交通安全教育の実施 (P16)
1-2-4	高齢者向け交通安全教育の実施 (P16)
2-1-1	高校生・大学生向け周知・啓発の実施 (P17)
2-1-2	企業・商店街と連携した周知・啓発の実施 (P17)
2-1-3	子育て世帯に対する周知・啓発の実施 (P17)
2-1-4	自転車の安全利用への備えに関する周知・啓発の実施 (P17)
2-1-5	自転車走行環境整備に伴う適切な通行ルールの周知・啓発の実施 (P17)
2-2-1	未就学児向け周知・啓発の実施 (P17)
2-2-2	小学生向け周知・啓発の実施 (P17)
2-2-3	中学生向け周知・啓発の実施 (P17)
2-2-4	高齢者とその家族に対する周知・啓発の実施 (P17)
1-1-1	大田区での暮らしを楽しむための自転車活用の推進 (P20)
1-1-2	区民の環境意識の向上 (P20)
1-2-1	はねびょん健康ポイントアプリと連携した自転車活用の推進 (P20)
1-2-2	スポーツ・健康イベントと連携した自転車活用の推進 (P20)
1-3-1	散走イベントの実施 (P20)
1-3-2	散走を楽しむための仕組みづくり (P20)
2-1-1	新たな日常での自転車活用に関する周知・啓発の実施 (P21)
2-2-1	企業での自転車活用の支援 (P21)
2-3-1	余暇時間を楽しめる自転車観光の促進 (P21)
3-1-1	サイクリング環境に関する案内情報の提供 (P22)
3-2-1	サイクリング拠点の設置推進 (P22)
3-3-1	サイクルポートの設置推進 (P22)

※施策番号の見方（左から）

- ①基本方針（とめる、はしる、まもる、たのしむ）
- ②施策（とめる1、とめる2…）
- ③個別事業の枠組み（とめる2-1、1-2、1-3…）
- ④個別事業（とめる1-1-1、1-1-2…）

基本方針1【とめる】良質な自転車駐輪環境をつくる

とめる1 自転車等駐車場の効率的・効果的な整備

- 将来需要予測に基づき、区営自転車等駐車場の整備を進めるとともに、蒲田駅東口地下自転車駐車場の整備を契機とした、指定管理者制度等の導入の検討を進めていきます。
- 鉄道高架下の活用等での鉄道事業者との連携、大田区民営自転車等駐車場育成補助金の継続など、民間事業者による自転車等駐車場の整備を促進していきます。
- 「大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例」の附置義務制度に基づき、一定規模を有する施設の新設・増設の際に自転車駐車場の設置を求めています。
- 「大田区自転車等駐車場整備方針」により、時代の移り変わりに適切に対応した柔軟性のある自転車駐輪環境の整備を進めます。

事業名	事業内容	所管課	主な関係機関
とめる1-1 将来需要予測に基づく自転車等駐車場の整備促進			
1-1-1 区営自転車等駐車場の整備	新たな日常における利用状況の変化、用地取得、土地開発の状況を踏まえ、将来需要予測に基づく区営自転車等駐車場の適正な整備を図ります。 [参考] 区営自転車等駐車場収容台数： 34,935台（令和2年4月1日現在）	都市基盤管理課 建設工事課 鉄道・都市づくり課	-
1-1-2 指定管理者制度等の導入検討	機械化によるサービスの向上と運営業務の効率化に向けて、民間事業者のノウハウを活用する指定管理者制度等の導入検討を進めます。	都市基盤管理課	-
とめる1-2 民間事業者と連携した自転車等駐車場の確保			
1-2-1 鉄道事業者と連携した自転車等駐車場の整備・運営の促進	鉄道事業者と連携し、鉄道駅周辺における自転車等駐車場の整備促進を図ります。	都市基盤管理課	鉄道事業者
1-2-2 民間事業者による自転車等駐車場確保の支援	民営自転車等駐車場を設置・運営する事業者に対して、経費の一部補助する大田区民営自転車等駐車場育成補助金制度を継続するとともに、実態に即した制度の見直しを行います。	都市基盤管理課	民間自転車等駐車場運営事業者
とめる1-3 開発に伴う附置義務自転車等駐車場の確保			
1-3-1 附置義務制度の運用・見直し	附置義務制度に基づき、一定の面積規模を超える小売店舗、飲食店等の新設・増築に際し、自転車駐車場の設置を義務付けるとともに、実態に即した制度の見直しを行います。	都市基盤管理課	開発事業者

■事業内容

個別事業の具体的な取組内容を記載しています。

■所管課

個別事業を中心となって推進又は連携する部署名を記載しています。

■主な関係機関

個別事業の推進にあたり関係する主な機関名を記載しています。

2. 「自転車利用環境」の取組み

- 全ての人にとって住みよいまちづくりに向けて、自転車駐輪環境の向上、自転車走行環境の整備、交通ルール・マナーの啓発など、【とめる】【はしる】【まもる】の取組みを継続・発展させていきます。
- 日々の暮らしや健康づくり、観光等の場面で自転車活用を推進していくための土台として、自転車の安全かつ快適な利用環境の確保と適正な利用の促進を図っていきます。

とめる

良質な 自転車駐輪 環境をつくる

多様なニーズに対応した利用しやすい自転車等駐車場の確保と放置自転車対策を進めることで、良質な駐輪環境をつくりま



とめる1 自転車等駐車場の効率的・効果的な整備

自転車等駐車場の利用状況等に応じ、指定管理者制度等の導入検討を含め効率的・効果的な整備を進めるとともに、鉄道事業者・民間事業者への整備支援などにより駐輪需要に対応していきます。

とめる2 適切な駐輪サービスの提供

駅からの距離、設備等のサービス水準に応じた料金設定の見直し、WEB管理システムの導入、キャッシュレス化の推進など、受益者負担の原則のもと公平かつ適切な駐輪サービスを提供していきます。

とめる3 放置自転車の防止対策

駅周辺、繁華街等で依然として発生している放置自転車対策を強化し、道路の走行環境やまちの景観を向上させるとともに、コールセンターを設置するなど、業務効率化を推進していきます。

はしる

安全な自転車 ネットワーク をつくる

自転車利用者だけでなく、歩行者やドライバーの安全にもつながる自転車ネットワークをつくりま



はしる1 自転車走行環境整備のさらなる展開

安全かつ快適な自転車利用を支える自転車走行環境の整備を加速させるほか、効果検証に基づく次期ネットワーク計画策定など、計画的な整備を推進していきます。

はしる2 シェアサイクルの運用

シェアサイクルの検証実施による効果や課題を踏まえ、観光等の様々な場面での利用促進に向けて本格導入を進めていきます。

まもる

自転車の交通 ルール遵守の 意識をつくる

自転車を利用する全ての人が正しい交通ルールを知り、遵守する意識をつくりま



まもる1 年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実

子どもから高齢者まで誰もが安全に自転車を利用できるよう、保育園、学校等の様々な機関と連携し、年齢層に合わせた交通安全教育を推進していきます。

まもる2 年齢層に合わせた周知・啓発の推進

誰もが自転車の交通ルールを正しく理解できるよう、年齢層に合わせて様々なメディアやツールを活用し、効果的に周知・啓発を進めていきます。

基本方針1 【とめる】良質な自転車駐輪環境をつくる

とめる1 自転車等駐車場の効率的・効果的な整備

- 将来需要予測に基づき、区営自転車等駐車場の整備を進めるとともに、蒲田駅東口地下自転車駐車場の整備を契機とした、指定管理者制度等の導入の検討を進めていきます。
- 鉄道高架下の活用等での鉄道事業者との連携、大田区民営自転車等駐車場育成補助金の継続など、民間事業者による自転車等駐車場の整備を促進していきます。
- 「大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例」の附置義務制度に基づき、一定規模を有する施設の新設・増設の際に自転車駐車場の設置を求めています。
- 「大田区自転車等駐車場整備方針」により、時代の移り変わりに適切に対応した柔軟性のある自転車駐輪環境の整備を進めます。

事業名	事業内容	所管課	主な関係機関
とめる1-1 将来需要予測に基づく自転車等駐車場の整備促進			
1-1-1 区営自転車等駐車場の整備	新たな日常における利用状況の変化、用地取得、土地開発の状況を踏まえ、将来需要予測に基づく区営自転車等駐車場の適正な整備を図ります。 [参考] 区営自転車等駐車場収容台数： 34,935台（令和2年4月1日現在）	都市基盤管理課 建設工事課 鉄道・都市づくり課	—
1-1-2 指定管理者制度等の導入検討	機械化によるサービスの向上と運営業務の効率化に向けて、民間事業者のノウハウを活用する指定管理者制度等の導入検討を進めます。	都市基盤管理課	—
とめる1-2 民間事業者と連携した自転車等駐車場の確保			
1-2-1 鉄道事業者と連携した自転車等駐車場の整備・運営の促進	鉄道事業者と連携し、鉄道駅周辺における自転車等駐車場の整備促進を図ります。	都市基盤管理課	鉄道事業者
1-2-2 民間事業者による自転車等駐車場確保の支援	民営自転車等駐車場を設置・運営する事業者に対して、経費の一部補助する大田区民営自転車等駐車場育成補助金制度を継続するとともに、実態に即した制度の見直しを行います。	都市基盤管理課	民間自転車等駐車場運営事業者
とめる1-3 開発に伴う附置義務自転車駐車場の確保			
1-3-1 附置義務制度の運用・見直し	附置義務制度に基づき、一定の面積規模を超える小売店舗、飲食店等の新設・増築に際し、自転車駐車場の設置を義務付けるとともに、実態に即した制度の見直しを行います。	都市基盤管理課	開発事業者

■ 自転車等駐車場の将来需要予測の概要

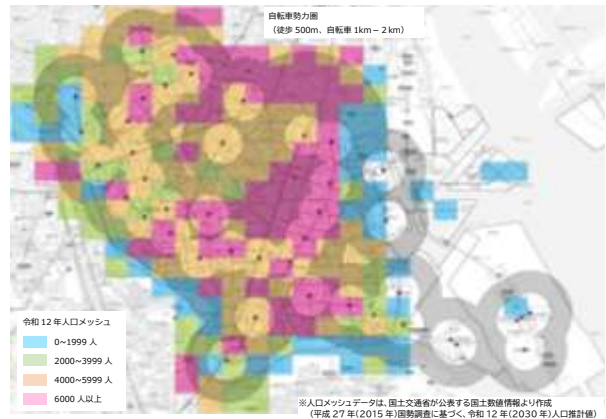
- 自転車等駐車場の将来需要予測では、現状の各鉄道駅周辺の自転車等駐車場の駐輪需要に、駅周辺の人口の増減率を乗じることで、将来需要を推計し、将来の鉄道駅周辺の自転車等の駐車需要と供給量（自転車等駐車場の整備台数）のバランスを検証し、将来の自転車等駐車場の整備について検討しています。

$$\text{令和12年(2030年)時点駐輪需要} = \text{①各鉄道駅周辺の駐輪需要(駐車場利用台数+放置台数)} \\ \times \text{②駅周辺の人口増減率(令和2年(2020年)→令和12年(2030年))}$$

① 鉄道駅周辺の駐輪需要(駐車場利用台数+放置台数)

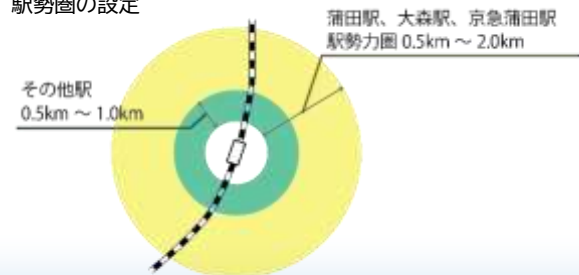


② 駅周辺の人口増減率



鉄道駅への主なアクセス手段が自転車となる圏域を「駅勢圏」として設定し、各鉄道駅の「駅勢圏」内の現状人口と将来人口を集計し、増減率を算出しています。

駅勢圏の設定



各自転車等駐車場の将来需要(令和12年(2030年))

※詳細は「大田区自転車等駐車場整備方針」(P23~P31)を参照

自転車等駐車場の将来需要予測の推計方法と推計結果は P23~P26 に記載

とめる2 適切な駐輪サービスの提供

- 区営自転車等駐車場における利用形態を踏まえ、WEB 管理システムの導入、キャッシュレス化の推進、特殊車両スペースの確保など、サービス向上と公平性の確保に取り組んでいきます。
- 区営自転車等駐車場の運営コストの増加や利用に偏りがある状況を踏まえ、各地のサービス水準に応じた料金の見直しを行っていきます。


事業名	事業内容	所管課	主な関係機関
とめる2-1 自転車等駐車場の利用者サービスの向上			
2-1-1 区営自転車等駐車場の利用形態の見直し	公平性の確保に向けて、区営自転車等駐車場における一時・定期利用、先着・抽選方式等の契約体系の見直しを行います。	都市基盤管理課	-
2-1-2 多様化した駐輪ニーズへの対応	WEB 上で契約、更新、解約等の一元管理ができるシステムの導入、キャッシュレス化の推進、電動アシスト付き自転車等の特殊車両スペースの確保、盗難防止機能付き駐輪ラックの導入など、多様化した駐輪ニーズに対応し、利用者サービスの向上を図ります。	都市基盤管理課	-
とめる2-2 自転車等駐車場利用料金の適正化			
2-2-1 サービス水準に応じた区営自転車等駐車場利用料金の見直し	受益者負担の原則に従い、駅へのアクセス、屋根の有無等、サービス水準に応じて料金設定の基準を見直し、料金改定を検討します。	都市基盤管理課	-

■ 契約体系の枠組みの見直しの方向性

現在の枠組み	今後の方向性
①登録制	① 有料制 ・必要に応じて先着制から抽選制への変更を検討 ・用地取得の状況に応じて登録制から有料制への整備を検討
②有料制（抽選）	
③有料制（先着）	
④一時利用	② 一時利用 ・無料制自転車駐車場の有料化を検討
⑤無料制	

■ 機械化・情報化による利便性の向上

(参考例) WEB 手続きシステムを先行導入する戸田市の手続きの流れ



戸田市等では定期利用の利便性向上に向けて専用の登録機でも WEB 上でも手続き可能なシステムを導入しています。他自治体の事例を参考に区でも導入を進めていきます。

(参考例) コード決済に対応した精算機



交通系 IC カードだけでなく、コード決済に対応した精算機が開発、運用されており、区でも順次設置を進めていきます。

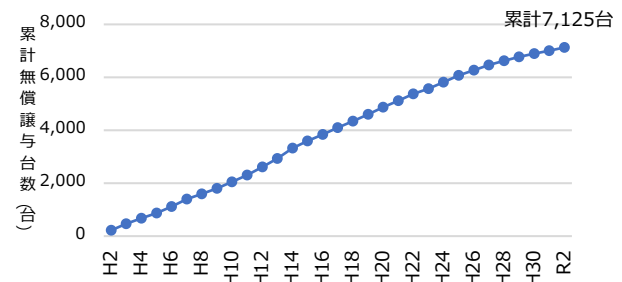
とめる3 放置自転車の防止対策

- 放置自転車対策業務の効率化に取り組むとともに、撤去自転車の活用方法についても見直しを行っていきます。
- これまで取り組んできた放置自転車の撤去活動、自転車放置防止指導員の配置等を継続して実施するほか、放置自転車の発生特性の分析を進め、効果的な指導・啓発を行っていきます。
- 放置自転車の即時撤去を可能とする自転車等放置禁止区域については、今後の区内での開発等の動向を注視しつつ、引き続き効果的に設定します。

事業名	事業内容	所管課	主な関係機関
とめる3-1 放置自転車対策業務の効率化			
3-1-1 コールセンターの設置 推進	放置自転車対策業務を効率化するため、放置自転車の撤去・返還等の問合せに対応するコールセンターの設置を推進します。	都市基盤管理課	—
3-1-2 撤去自転車の活用方法の 見直し	返還期限を過ぎた撤去自転車の有効活用と国際貢献を目的とした再生自転車海外譲与事業について、費用負担軽減の観点から見直しを検討します。	都市基盤管理課	再生自転車海外譲与自治体協議会
とめる3-2 放置自転車に対する指導の充実			
3-2-1 放置自転車の抑制に向けた継続的な指導の実施	放置防止指導員を配置した声掛け指導、駅前放置自転車クリーンキャンペーンによる周知・啓発活動等、放置自転車の抑制に向けて、継続的に取り組めます。	都市基盤管理課	警察 鉄道事業者 自治会・町会
3-2-2 自転車等放置禁止区域の 効果的な設定	駅周辺に自転車等放置禁止区域を引き続き効果的に設定し、放置自転車を抑制します。	都市基盤管理課	自治会・町会 商店街

■ MCCOBA を通じた再生自転車の開発途上国への無償譲与

区では、撤去自転車のうち引き取りのなかった自転車の有効活用を図るとともに、国際協力に寄与するため、これらの自転車を整備し「再生自転車海外譲与自治体協議会（Municipal Coordinating Committee for Overseas Bicycle Assistance（略称：MCCOBA（ムコーバ））」を通じて、開発途上国へ無償譲与する活動を行っています。これまでに一定の役割を果たしてきた中、再生費用の負担等の問題もあるため、今後の事業の在り方を検討してまいります。



※平成2～30年までは「再生自転車海外譲与自治体連絡会」を通じて海外譲与を実施していました。連絡会は令和元年に参加自治体を縮小して「再生自転車海外譲与自治体協議会」へと再編成され、事業を継続しています。令和元年以降は協議会としての譲与実績となります。

■ 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

年1回、秋に東京都が都内全域で実施する駅前放置自転車クリーンキャンペーンに併せて、自治会・町会等の関係機関と連携・協力し、啓発活動を実施しています。自転車利用のルールや交通マナー向上のための啓発を通して、自転車等駐車場の利用の促進を図り、今後も継続的に放置自転車の防止に努めてまいります。



東京都作成「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」ポスター

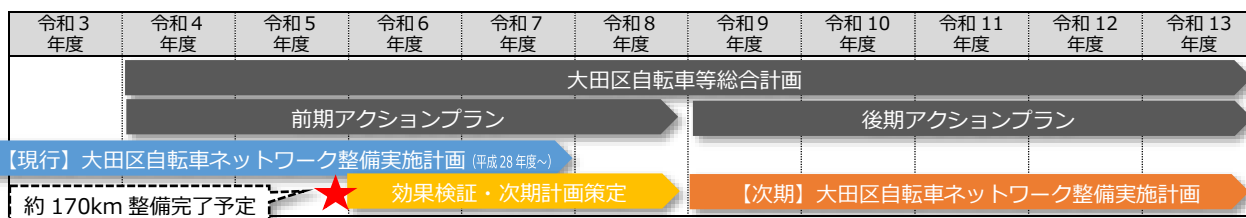
基本方針2【はしる】安全な自転車ネットワークをつくる

はしる1 自転車走行環境整備のさらなる展開

- 現行の「大田区自転車ネットワーク整備実施計画」に基づく自転車走行環境整備を早期に完了させるとともに、整備効果や課題の検証を行い、国・東京都と連携しながら、さらなる事業展開を図ります。
- 区道における自転車走行環境の整備については、十分な幅員の確保が難しい状況を鑑み、矢羽根型路面標示の形態で基本的に進めていますが、道路構造、交通状況等に合わせた区独自の整備形式（小型自転車ナビライン等）も含めた検討を継続して進めていきます。
- 自転車利用者やドライバーに対し、自転車走行環境の通行方法等の周知・啓発を行っています。

事業名	事業内容	所管課	主な関係機関
はしる1-1 自転車走行環境整備の早期実現			
1-1-1 現行の自転車ネットワーク整備実施計画に基づく自転車走行環境整備の推進	現行の自転車ネットワーク整備実施計画に基づく全長約170kmの自転車走行環境整備について、当初の令和7年度整備完了から短縮し、令和5年度末の整備完了を目標に取り組みます。 [参考] 自転車走行環境整備距離： 約95km（令和3年4月1日現在）	都市基盤管理課 建設工事課 地域基盤整備課	警察
はしる1-2 次期自転車ネットワーク整備実施計画の策定・推進			
1-2-1 自転車走行環境整備による効果検証	現行の自転車ネットワーク整備実施計画に基づく自転車走行環境の整備完了後、整備効果を検証します。	都市基盤管理課	—
1-2-2 次期自転車ネットワーク整備実施計画の方針検討	効果検証の結果に基づき、整備路線の精査、経年劣化に対する補修の方向性等、次期自転車ネットワーク整備実施計画の策定方針を検討します。	都市基盤管理課	道路管理者 警察
はしる1-3 自転車走行環境に関する周知・啓発の実施			
1-3-1 自転車利用者への通行方法の周知・啓発の実施	学校や公営施設でのチラシ・パンフレット配布、ポスター掲出等、自転車利用者に対し、自転車交通ルールの周知・啓発を図ります。	都市基盤管理課	—
1-3-2 ドライバーへの自転車利用特性の周知・啓発の実施	交通安全イベントや企業などでのチラシ・パンフレット配布、ポスター掲出等、ドライバーに対し、自転車特性の周知・啓発を図ります。	都市基盤管理課	—

■自転車ネットワーク整備実施計画のスケジュール



はしる2 シェアサイクルの運用

- 「大田区コミュニティサイクル事業」は、平成30年4月から他自治体との相互乗り入れも行い、隣接する自治体との移動手段としても浸透している中、効果検証の結果や区としてのシェアサイクルの在り方を踏まえて、本格導入を検討していきます。
- シェアサイクルの持続的な事業運営に向けて、協定を結ぶ運営事業者と連携しながら、利用促進を図っていきます。
- シェアサイクルは自転車活用推進の重要な基盤の一つであり、イベント等の様々な場面でシェアサイクル活用を推進していきます。

事業名	事業内容	所管課	主な関係機関
はしる2-1 シェアサイクルの在り方の整理			
2-1-1 シェアサイクルの本格導入の検討	平成29年3月から試行実施し、令和2年度から検証事業として進めているシェアサイクルの本格導入に向けて検討します。	都市基盤管理課	シェアサイクル 運営事業者
はしる2-2 持続的な事業運営に向けたシェアサイクルの利用促進			
2-2-1 運営事業者と連携したシェアサイクルの利用促進	シェアサイクルの利用促進に向けて、運営事業者と連携した広報を展開します。	都市基盤管理課	シェアサイクル 運営事業者
はしる2-3 様々な場面でのシェアサイクル活用の推進			
2-3-1 イベントでのシェアサイクル活用の推進	大田区区民スポーツまつりをはじめとしたイベント等でのシェアサイクル活用を推進します。	都市基盤管理課	シェアサイクル 運営事業者

■シェアサイクルの広報展開・イベント等でのシェアサイクルの活用

区では、(株)ドコモ・バイクシェアと協定を結び、「大田区コミュニティサイクル事業」を平成29年3月から3年間試行事業として実施し、令和2年度からは、本格事業への移行可否を判断するための条件値を管理するため、新たに検証期間を設けて事業を実施しています。

シェアサイクルのさらなる認知度向上や利用促進のため、今後も継続して広報を行うとともに、様々なイベント等で活用していきます。



基本方針3 【まもる】自転車の交通ルール遵守の意識をつくる

まもる1 年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実

- 自転車の交通安全教育では、年齢層ごとに学ぶべき交通ルールが異なりますが、高校生から社会人においては十分な環境が整っていないことから、こうした年齢層にも新たに交通安全教育を受ける機会を提供していきます。
- すでに取り組んでいる保育園や小学校等での交通安全教育については、指導教材やコンテンツの充実を図りながら、今後も継続していきます。









事業名	事業内容	所管課	主な関係機関
まもる1-1 新たな交通安全教育機会の創出			
1-1-1 高校・大学と連携した交通安全教育機会の提供	東京都・警察と連携し、高校における自転車交通安全教室の実施校の拡充、大学への展開等に取り組みます。	都市基盤管理課	高校 大学 警察
1-1-2 企業と連携した交通安全教育機会の提供	東京都主催の企業向けセミナーへの区内企業の参加促進、社員研修実施のための情報提供等、企業の自発的な交通安全教育の実施に協力します。	都市基盤管理課	企業 警察
1-1-3 子育て世帯への交通安全教育機会の提供	学校における自転車交通安全教室への保護者参加の促進、児童館における交通安全教室の実施、親子自転車セミナーの開催等、乳幼児から小学生までの保護者を対象とした交通安全教育に取り組みます。	都市基盤管理課 子育て支援課 保育サービス課 教育総務課	警察
1-1-4 イベントでの交通安全教育機会の提供	区内の各種イベントの開催時にブース出展、チラシ配布等を行います。	都市基盤管理課	警察 自治会・町会
まもる1-2 既存の交通安全教育の継続			
1-2-1 保育園での交通安全教育の実施	区内の保育園における交通安全移動教室を継続して実施します。 [参考] 交通安全移動教室実施回数： 53回（令和2年度）	都市基盤管理課	保育園 警察
1-2-2 小学校での交通安全教育の実施	区立小学校における交通安全巡回指導を継続して実施します。	教育総務課	小学校 警察
1-2-3 中学校での交通安全教育の実施	区立中学校における交通事故再現による体験学習（スケアード・ストレイト方式）について、3年間で全区立中学校が行うサイクルを継続して実施します。 [参考] 交通事故再現による体験学習の実施回数： 2回（令和2年度）	都市基盤管理課	中学校 警察
1-2-4 高齢者向け交通安全教育の実施	老人いこいの家、区民センター等の利用者に対する交通安全集会を継続して実施します。 [参考] 高齢者との交通安全集会実施回数： 14回（令和2年度）	都市基盤管理課	高齢者施設 警察

まもる2 年齢層に合わせた周知・啓発の推進

- これまでにあまり繋がりのなかった高校、大学、企業とも連携を図りながら、適切なタイミングで基本的な交通ルールを周知するためのツール作成などを進めていきます。
- 未就学児、小学生、中学生、高齢者については、すでに周知チラシの配布等に取り組んでおり、引き続き様々なメディアを活用しながら周知・啓発に取り組んでいきます。

事業名	事業内容	所管課	主な関係機関
まもる2-1 自転車安全利用に関する周知・啓発の新たな展開			
2-1-1 高校生・大学生向け周知・啓発の実施	高校生・大学生の事故特性を踏まえた周知・啓発ツールの作成、学校を通じた周知チラシの配布等に取り組めます。	都市基盤管理課	高校 大学 警察
2-1-2 企業・商店街と連携した周知・啓発の実施	企業・商店街と連携し、従業員や利用客への周知チラシの配布等に取り組めます。	都市基盤管理課	企業 商店街 警察
2-1-3 子育て世帯に対する周知・啓発の実施	子ども乗せ自転車利用者への周知・啓発ツールの作成、子育て関連施設や乳幼児健診での保護者への配布等に取り組めます。	都市基盤管理課	警察
2-1-4 自転車の安全利用への備えに関する周知・啓発の実施	都の条例で定められている自転車保険の加入義務の周知、区の条例で定める自転車の盗難防止措置義務の周知等に取り組めます。	都市基盤管理課 防災危機管理課	保険会社 警察
2-1-5 自転車走行環境整備に伴う適切な通行ルールの周知・啓発の実施	自転車走行環境の整備に伴い、学校等での周知チラシ配布など、自転車走行環境整備に伴う適切な通行ルールの周知・啓発に取り組めます。	都市基盤管理課	警察
まもる2-2 既存の周知・啓発事業の継続			
2-2-1 未就学児向け周知・啓発の実施	保育園・幼稚園で周知チラシを配布する等、保護者も含めた未就学児への周知・啓発を継続して実施します。	都市基盤管理課	保育園 幼稚園 警察
2-2-2 小学生向け周知・啓発の実施	小学校で周知チラシを配布する等、保護者も含めた学生への周知・啓発を継続して実施します。	都市基盤管理課	小学校 警察
2-2-3 中学生向け周知・啓発の実施	中学校で周知チラシを配布する等、中学生への周知・啓発を継続して実施します。	都市基盤管理課	中学校 警察
2-2-4 高齢者とその家族に対する周知・啓発の実施	老人いこいの家、区民センターで高齢者向けの周知チラシを配布する等、高齢者とその家族への周知・啓発を継続して実施します。	都市基盤管理課	高齢者施設 警察

■年齢層別の交通安全教育の方向性

	未就学児 	小学生 (低学年) 	小学生 (高学年) 	中学生 	高校生 	大学生 	大人 	高齢者 
主な関わり方 自転車との	親の自転車に同乗する	親と一緒に自転車に乗り始める	自分一人で自転車に乗り始める	遊び、塾等の主な移動手段として自転車を利用し始める	通学等で自転車を利用する		通勤、買物、趣味等で自転車を利用する 子どもと一緒に出かけ	運転免許証返納後の移動手段
基本となる交通ルール	<p>【自転車安全利用五則】</p> <p>①自転車は車道が原則、歩道は例外 ②車道は左側を通行(右側通行は禁止) ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間のライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認) ⑤子どもはヘルメットを着用</p>							
学びべき交通ルールや意識するべきこと	自転車に乗るときの交通ルールを知る		自転車での安全な通行方法を身につける	自転車の交通違反にも罰則があることを理解し、遵守する		自転車は車道通行が原則であることを理解し、安全に通行する		
	自転車事故の危険性を認識する							
	携帯電話・スマートフォン、イヤホン、傘等を使用しながら運転しない※							
	万一のときのためにヘルメットを着用する※							
	自転車事故で亡くなる人の多くは頭部の損傷が原因			未成年の子どもが自転車を利用するときは、保護者が自転車保険に加入する		自転車保険の必要性を理解し、加入する		
					子育て世代には、子どもの安全を守るための交通安全教育が必要		子どもの見本となる立場を自覚し、正しい交通ルールを教える	自分自身の能力を正しく認識する(不安があれば自転車に乗らないなど)
							子どもを同乗させる安全な方法を知る	
	車のドライバーとしても自転車が車道を安全に通行できるよう注意する							

※関連性の高い年齢層の色を濃くしています。

交通安全移動教室等、既存の交通安全教育の取組みを活用しながら、より効果的な手法を検討(体験型教育の充実、楽しみながら学ぶ新手法の検討等)

3. 「自転車活用」の取組み

- すでに日常生活に不可欠な乗り物として区民に利用されている自転車について、新たに【たのしむ】の視点で「暮らし」「健康」「観光」の3つのシーンにおける活用を推進していきます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新たな日常において、自転車は3密回避などの感染拡大防止にもつながるツールであり、一人でも多くの区民が自転車を楽しんで活用できるよう、裾野を広げる取組みを中心に進めていきます。

たのしむ

自転車を活用して楽しい毎日をつくる

これまでに培ってきた【とめる】【はしる】【まもる】の土台を活かして自転車活用を推進し、区民の健康や暮らしの向上、観光振興、まちの賑わいづくりにつなげていきます



■目標像の実現に向けた【たのしむ】の目指す姿



Scene1 暮らし

日々の暮らしで楽しむ

- ・日々の移動で当たり前自転車を使う暮らしが根付いています。
- ・社会状況の変化にも対応し、新たな日常で活用されています。



Scene2 健康

健康づくりで楽しむ

- ・日々の移動が運動時間に変わり、健康への意識が高まっています。
- ・健康づくりに自転車を使った運動を楽しむ人が増えています。



Scene3 観光

観光・レジャーで楽しむ

- ・区民自身がまちの魅力を発見し、大田区への愛着が高まっています。
- ・自転車を使ってまち巡りを楽しむ人が増えています。



たのしむ1 自転車を活用するためのきっかけづくり

日々の暮らしだけでなく、健康づくりや余暇時間の楽しみなど、様々な場面で自転車を活用できるよう、自転車の走りやすい道や安全な乗り方の情報提供、観光につながるイベントの実施など、自転車を活用するきっかけづくりを行います。

たのしむ2 自転車活用を根付かせるための支援

通勤や買物、健康づくりなど、日常の暮らしの様々な場面で積極的に自転車を活用していくためには、企業等と連携した組織的な取組みも重要であり、自転車に乗ることのメリットのPRなど、自転車活用を根付かせるための支援を行います。

たのしむ3 【暮らし】【健康】【観光】の自転車活用を支える環境づくり

自転車を積極的に活用するためには、安全で快適に楽しめる走行環境、サイクリストが気軽に立ち寄れる場所の整備、シェアサイクルの利便性向上などが必要であり、主にハード面の自転車活用を支える環境づくりを行います。

基本方針4 【たのしむ】 自転車を活用して楽しい毎日をつくる

たのしむ1 自転車を活用するためのきっかけづくり

- 移動手段としての利便性だけでなく、自転車が有する健康面でのメリット、走りやすい道、自然環境に与える良い影響など、自転車を楽しく安全に活用するための情報提供等を行います。
- 新たな健康づくりのきっかけとして進める「はねびょん健康ポイントアプリ」との連携、「大田区区民スポーツまつり」をはじめとしたスポーツ・健康イベントと連携した取組みなどを行います。
- まちの魅力を新たに発見し、気軽に楽しむことのできる「散走」など、自転車を活用した観光を普及する取組みを行います。

事業名	事業内容	所管課	主な関係機関
たのしむ1-1 自転車を活用した【暮らし】の推進			
1-1-1 大田区での暮らしを楽しむための自転車活用の推進	区民に対し、ホームページ等を活用して、走りやすい道、安全な乗り方など、自転車を楽しく活用するための情報を提供します。	都市基盤管理課	—
1-1-2 区民の環境意識の向上	自転車活用により、環境保護に対する区民の意識向上を図ります。 [参考] SDGsの温室効果ガス削減目標： 2030年までに26%削減(2013年比)	都市基盤管理課	—
たのしむ1-2 自転車を活用した【健康】づくりの推進			
1-2-1 はねびょん健康ポイントアプリと連携した自転車活用の推進	はねびょん健康ポイントアプリにおいて、自転車活用のメリットや安全利用に関する情報配信、スタンプスポット設置等を行うとともに、自転車活用を踏まえたアプリの機能拡充を研究します。 [参考] はねびょん健康ポイントアプリ登録者数： 27,801人(令和3年12月31日現在)	都市基盤管理課 健康づくり課	—
1-2-2 スポーツ・健康イベントと連携した自転車活用の推進	大田区区民スポーツまつり等のスポーツ・健康イベントと連携し、会場間の移動手段としてのシェアサイクル活用など、自転車活用を促進します。 [参考] 大田区区民スポーツまつり参加者数： 16,600人(令和元年度)	都市基盤管理課 スポーツ推進課	大田区スポーツ協会
たのしむ1-3 自転車を活用した【観光】の推進			
1-3-1 散走イベントの実施	自分たちのまちの魅力を発見し、気軽に自転車を楽しむことができる散走を区民に普及するためのイベントを実施します。	都市基盤管理課 観光課	大田観光協会
1-3-2 散走を楽しむための仕組みづくり	区民が散走を楽しむための情報提供の仕組みをつくれます。	都市基盤管理課 観光課	大田観光協会

たのしむ2 自転車活用を根付かせるための支援

- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、3密回避やソーシャルディスタンスの確保等、これまでとは違う新たな日常でも利用できる自転車のメリットなどを周知していきます。
- 区が社員の健康づくりに積極的に取り組む企業として認定している「おおた健康経営事業所」などの協力を得ながら、自転車活用を推進していきます。
- 空港、駅、宿泊施設等を起点とする、ちょっとした余暇時間を楽しめる自転車観光を促進します。

事業名	事業内容	所管課	主な関係機関
たのしむ2-1 【暮らし】での自転車活用支援			
2-1-1 新たな日常での自転車活用に関する周知・啓発の実施	チラシなど、自転車活用のメリットを周知するためのツールをつくります。	都市基盤管理課	—
たのしむ2-2 【健康】づくりでの自転車活用支援			
2-2-1 企業での自転車活用の支援	おおた健康経営事業所など、区内の企業と連携し、自転車活用による健康効果のモニタリング等を行います。 [参考] おおた健康経営事業所認定数： 19事業所（令和3年4月1日現在）	都市基盤管理課 健康医療政策課	企業
たのしむ2-3 【観光】での自転車活用支援			
2-3-1 余暇時間を楽しめる自転車観光の促進	空港、駅、宿泊施設等を起点とする短時間の自転車観光ルートを案内するなど、ちょっとした余暇時間を楽しめる自転車観光を促進します。	都市基盤管理課 観光課	大田観光協会

■ おおた健康経営事業所認定制度

区では、従業員の健康づくりを経営的視点から戦略的に取り組む区内事業所を「おおた健康経営事業所」として認定・表彰し、従業員の多くにあたる働き盛り世代の健康増進を進めています。事業所の健康経営の取組状況に応じて、ゴールド・シルバー・ブロンズの3区分で認定を行っており、現在（認定期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日）は、計19事業所が認定されています。区内企業の連携先としておおた健康経営事業所に、健康増進の一つの手段として自転車もあるということの浸透を図り、自転車通勤の促進等につなげるとともに、適宜協力を得ながら、自転車による健康効果の把握等の取組みを検討していきます。

認定区分	概要	認定事業所数
ゴールド	シルバーの要件に加え、健康経営の取組結果を評価し、次の取組につなげているほか、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するための取組が行われているもの	1事業所
シルバー	ブロンズの要件に加え、健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題の把握及び具体的な取組を実施しているもの	9事業所
ブロンズ	法令遵守等を前提に、健康経営の概念を理解し、経営者自らが健康経営宣言や発信を行っているもの	9事業所



たのしむ3 【暮らし】【健康】【観光】の自転車活用を支える環境づくり

- 多摩川河川敷、空港臨海部など、サイクリストに人気のある区の大切な資源を活かし、安全にサイクリングを楽しむことができるような情報を提供していきます。
- サイクリストの受入環境を充実させるため、サイクリング拠点の設置を推進していきます。
- 区民や来街者の自転車観光をさらに促進するため、シェアサイクルポートの整備を推進していきます。

事業名	事業内容	所管課	主な関係機関
たのしむ3-1 サイクリング環境の向上			
3-1-1 サイクリング環境に関する案内情報の提供	多摩川河川敷・空港臨海部など、区内で安全にサイクリングを楽しむことができるルート等の案内情報を提供します。	都市基盤管理課 道路課 公園課 地域基盤整備課	—
たのしむ3-2 サイクリストの受入環境の充実			
3-2-1 サイクリング拠点の設置推進	自転車ラック、休憩所、自販機等を備えたサイクリング拠点について、区内に少なくとも1か所は確保することを目標に設置を推進します。	都市基盤管理課 道路課 公園課 地域基盤整備課 空港まちづくり課	—
たのしむ3-3 シェアサイクルの推進			
3-3-1 サイクルポートの設置推進	自転車観光等におけるシェアサイクルの利用促進に向けて、125か所以上を目標にさらなるサイクルポートの設置を推進します。 [参考] 大田区内サイクルポート数： 89か所（令和3年4月1日現在）	都市基盤管理課 地域基盤整備課	シェアサイクル 運営事業者

■たまりバー50キロ

都では、都民の健康づくりを目的として、羽村市（羽村取水堰付近）から大田区（大師橋緑地付近）に至る約53kmの連続したコースを「たまりバー50キロ」として定めています。豊かな自然と美しい景観を持つ多摩川で安全にサイクリング等を楽しむことができるよう、交通ルールの啓発等に取組んでいきます。

■たまりバー50（丸子橋—大師橋区間 約11km）



■羽田空港跡地第1ゾーン整備事業

HANEDA GLOBAL WINGS（羽田空港跡地）第1ゾーンは、土地区画整理事業により道路や上下水道などのインフラ施設、公園整備など、まちづくりを進めています。

公園づくりの一環で、区民から公園の使い方に関する意見や要望をいただき、そのうち自転車活用に関する意見もありました。この公園は、河川敷や臨海部を楽しむルートの中継地点の活用に向けて、サイクリング拠点の設置検討など連携を進めていきます。

